

固定価格買取制度の運用改善案について

- 前回(第6回)の小委員会で提起された固定価格買取制度に関する諸論点について、各委員から頂いた議論を踏まえ、いかなる運用上の措置を講ずべきか、引き続き検討する。
 - 1. 国民負担の適正化に向けた対応
 - (1) 調達価格決定後のコスト構造の変化への対応
 - (2) 調達価格の決定時点の再検討
 - 2. 滞留案件への対応(電力会社の接続ルール)
 - 3. 地方自治体への情報提供等

1. 国民負担の適正化に向けた対応について

- (1) 調達価格決定後のコスト構造の変化への対応
- (2) 調達価格の決定時点の再検討

(1) 調達価格決定後のコスト構造の変更への対応

- 前回(第6回)の小委員会において、認定を受けて調達価格が決定した後に設備の仕様変更が行われ、コスト構造が変更される場合、当初認定時点の調達価格を引き続き適用すると、国民負担が過剰になるおそれがあることから、①運転開始前に設備の仕様変更が行われた場合、②運転開始後に出力変更が行われた場合には、変更時点の調達価格を変更すべきではないかとの論点を提示した。
- この点については、運転開始前の設備の仕様変更について、調達価格の変更の必要性への理解が示された一方、健全な事業者にとって不測の不利益が発生しないことも必要との指摘があった。また、運転開始後の出力変更については、調達価格を変更することとし、新規認定とすべきとの意見があった。
- こうした指摘を踏まえ、今回は、仮にルール変更を行うとした場合の論点について検討を行うこととする。
- その際、設備コストが年々低下し、コスト構造が変化しやすい「太陽光発電」を対象に検討することとする。

【論点】

(1-1) 運転開始前の設備仕様変更

- ✓ 調達価格を変更する「仕様変更」の範囲
- ✓ 認定済み・運転開始前の案件への対応(猶予期間)

(1-2) 運転開始後の出力変更

- ✓ 調達価格を変更する「出力変更」の範囲
- ✓ 運転開始済み、又は、認定済み・運転開始前の案件への対応(猶予期間)

(1-1) 運転開始前の設備の仕様変更について①(設備変更の範囲)

- 調達価格は、毎年度、通常要する費用等を基礎に算定されており、本来、事業のコスト構造が確定する時点の価格が適用されるべきもの。太陽光発電については、事業コストに占める設備コストが大きく、基本的な設備の仕様が決定された時点の調達価格を適用すべきであり、調達価格の決定後に設備の出力や基本的な仕様に変更された場合には、調達価格も変更されるべき。
- まず、太陽光発電設備の出力に変更があった場合は、当初の認定設備と同視しがたい設備に変更されるものと考えられる。(現行ルールでは、20%以上かつ10kW以上の増減は変更認定で、電力会社事由を除き、調達価格の変更あり。それ以外は軽微変更で、調達価格の変更なし。)
 - ✓ ただし、通常の事業実施においても、やむを得ず出力を減少するケース(例:希少生物の生息や文化財の埋蔵等が確認され、使用できる土地面積が減少する場合)があり得る。
- また、一般的には、太陽電池のメーカーを変更すると、パネルの種類や変換効率等の基本仕様も変更されるため、パネルのサイズ変更等に伴い施工全体の設計が根本的に変更されると考えられる。また、同一メーカー内であっても、パネルの種類や変換効率を変更すると、パネルのサイズ変更等に伴い施工全体の設計が根本的に変更されると考えられる。こうした「基本仕様」の変更があった場合は、その時点で最終的な設備仕様が決まることとなり、発電設備全体のコスト構造に大きな変更が生じる可能性があると考えられる。(現行ルールでは、いずれも軽微変更であり、調達価格の変更はなし。)
 - ✓ ただし、メーカーの倒産や事業撤退があった場合、発電事業者の責に帰さない事由でメーカー等の変更を余儀なくされるおそれ。また、出力の変更がない中での変換効率の向上に制約をかけると、メーカーの技術革新が阻害されるおそれ。

<参考:メーカーの実態> (太陽光発電協会からヒアリング)

- 太陽電池モジュールのメーカーの多くは、半年から1年に1回、モデルチェンジを行い、型式番号を変更している。
- モデルチェンジに当たっては、通常は、変換効率を向上させる。
- モデルチェンジにより施工に影響が出ないよう、モジュールのサイズ変更は通常行われない。
- メーカーや種類によってモジュールのサイズは通常異なる。
- 太陽電池モジュールの種類により、コスト構造が異なる。

<参考:運用面の実態> (認定データからサンプリング調査による推計)

- 設備の仕様変更のうち、7割以上の案件が、太陽電池の基本仕様の変更を伴うものと考えられる。
- また、事業者名変更を行う案件の半数程度は、同時に、設備の仕様変更を行うものと考えられる。

(1-1) 運転開始前の設備の仕様変更について②(見直しの考え方)

- ①太陽光発電設備の「出力」の変更、②太陽電池の「基本仕様」(メーカー、種類、変換効率)の変更、については、当初の認定設備と同視しがたい設備への変更であるとして、変更時点で調達価格を変更することとしてはどうか。他に考慮すべき変更はないか。
 - ✓ ただし、健全な事業者やメーカーの技術革新への影響を踏まえると、①発電事業者の責に帰さない仕様変更(メーカーの倒産等)、②メーカーの技術革新による変更(出力の変更がない中での変換効率の向上)、③(発電事業者の責に帰さない場合として類型化しうる)一定範囲の出力減少(20%未満又は10kW未満)については、例外的に調達価格を変更しないこととしてはどうか。他に例外とすべき変更はないか。
- 新ルールの施行前に認定済み・運転開始前の案件についても、新ルールの施行後に行う変更から適用可能であると考えられるが、現行ルールを前提に現時点で既に変更を計画している事業者に配慮するため、調達価格の変更について、一定の猶予期間を設けるべきではないか。他方、国民負担の適正化を図る観点から、制度変更の周知を徹底した上で、最小限の期間とすべきではないか。
- 手続き面では、これらの変更が行われた場合は変更認定の手続きを求めることとし、変更認定に当たっては、平成26年度以降の認定ルールと同様、50kW以上の設備については、原則180日以内に変更後の仕様の設備を確保することを求め、これが確保できない場合は認定が失効することとしてはどうか。

論点	考え方(案)	(参考)現行ルール
調達価格を変更する仕様変更の内容	<ul style="list-style-type: none"> • 出力の変更を対象。ただし、20%未満又は10kW未満の出力減少は除外。 • 太陽電池の基本仕様(メーカー、種類、変換効率)の変更。ただし、メーカーの倒産等によるやむを得ない変更、変換効率を向上させる変更は除外。 • これらの変更に当たっては、変更認定手続きを経ることとし、50kW以上の設備については、原則180日以内に変更後の設備の確保を条件とする。 	<ul style="list-style-type: none"> • 大幅な出力変更(20%以上かつ10kW以上の増減)は変更認定。調達価格が変更(電力会社都合を除く)。 • 太陽電池の仕様変更はすべて軽微変更。調達価格は変わらない。
猶予期間	<ul style="list-style-type: none"> • 調達価格の変更について必要最小限の猶予期間を設定し、その後の変更から適用。 	

(1-2) 運転開始後の出力変更について

- **運転開始後の「出力」の変更**については、運転開始前の出力変更と同様、設備の基本的な仕様変更であるとして、**変更時点で調達価格を変更すること**としてはどうか。(結果として、出力を増加する場合は、事実上、増加部分について新たな設備として認定を受けることを促すこととなる(ただし、分割案件とならないことが必要。))
- ただし、**出力を減少させるケース**については、土地の状況の経年変化に伴いパネルの設置ができなくなる場合や一部が故障した場合など、発電事業者の都合ではない場合があること、また、再エネ導入量の減少となるものの過剰な国民負担とはならないことから、**例外的に調達価格を変更しないこと**としてはどうか。
- **新ルールの施行前に運転開始済み、又は、認定済み・運転開始前の案件**についても、新ルールの施行後に行う変更から適用可能であると考えられる。他方、現行ルールを前提に事業計画を立てている案件に不利益を生じさせる可能性があることから、**調達価格の変更について、一定の猶予期間を設けるべきではないか。**

論点	考え方(案)	(参考)現行ルール
調達価格を変更する出力変更の範囲	<ul style="list-style-type: none">• 出力の増加を対象。	<ul style="list-style-type: none">• 出力の変更により調達価格は変更されない。
運転開始済み、又は、認定済み・運転開始前の案件への対応	<ul style="list-style-type: none">• 調達価格の変更について相当程度の猶予期間を設定し、その後の変更から適用。	

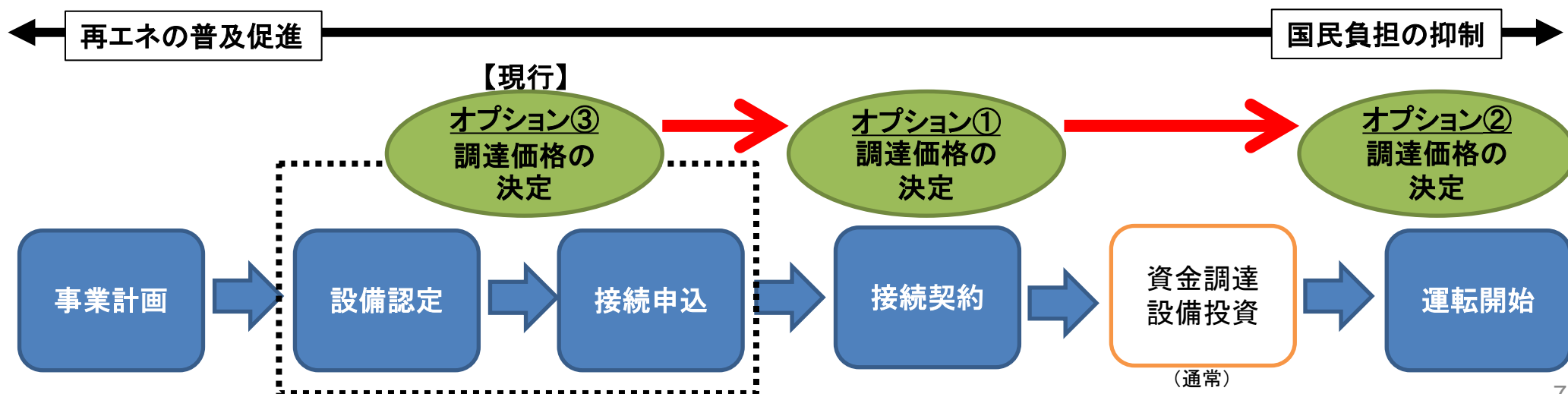
(2) 調達価格の決定時期の再検討について①

- 前回(第6回)においては、国民負担の適正化のため、当初の調達価格の適用時期を、なるべくコスト構造が確定するタイミングに近づける(接続契約時、運転開始時)べきではないかとの論点を提起した。前回の小委員会においては、①「運転開始時」が理想的であるが、資金調達への制約の大きさから現行制度では採用には慎重であるべき、との意見があった一方で、②「接続契約時」を採用する際には、電力会社の事務処理能力に配慮しつつ、発電事業者にとって制度の安定性を確保するための方策を検討すべき、との意見があった。
- したがって、「運転開始時」とする案については、今後改めて検討することとし、今回は、現行制度を前提に、仮に調達価格の決定時期を接続契約時点まで後ろ倒しすることとした場合の論点について検討することとする。
- その際、設備コストが年々低下し、コスト構造が変化しやすい「太陽光発電」を対象に検討することとする。

【論点】

- ✓ 電力会社の接続検討が長期化し、接続契約が通常の処理期間で締結できない場合の取扱い

<前回(第6回)提示したオプション>



(2) 調達価格の決定時期の再検討について②

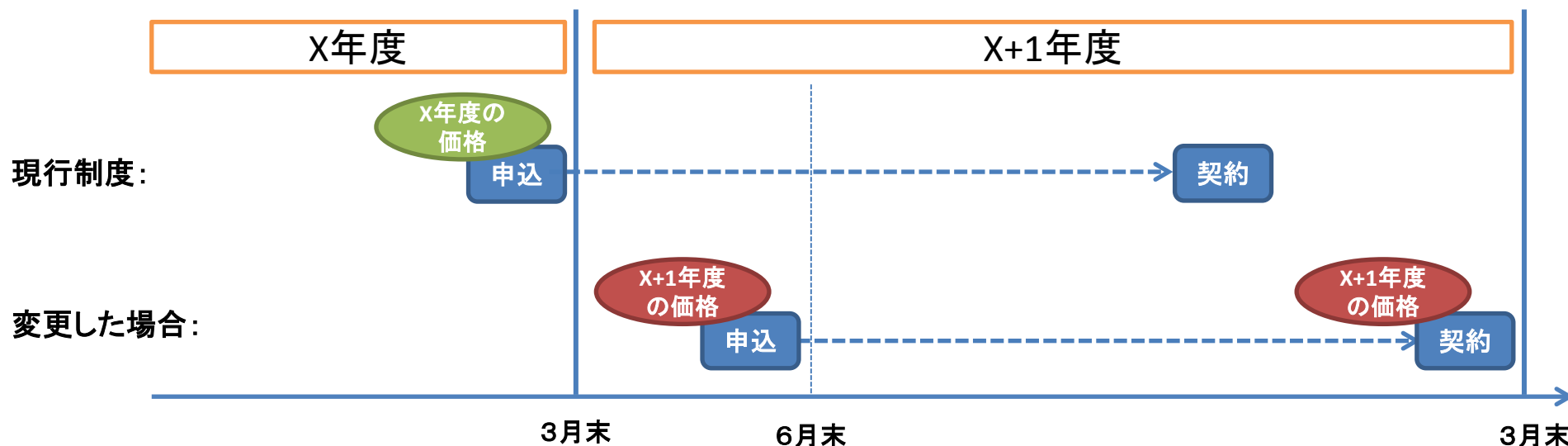
- 「接続契約時」は、現行の「接続申込み時」よりも、現実のコスト構造の決定時期と近接しており、国民負担の適正化の観点からは優れていると考えられる。他方、契約の成否、時期が発電事業者のみで管理できないという難点がある。
- まず、接続契約に向けた予見可能性を高めるため、電力会社の接続契約までの「通常の処理期間」を明示するようにする。その上で、電力会社の接続検討が長期化し、接続契約が通常の処理期間で締結できない場合の取扱いについては、接続申込み以降の一定期間を設け、実際の接続契約の締結時点を調達価格の決定時点とすることを原則としつつ、**電力会社側の事由**(例:電柱の用地交渉に時間を要している場合、接続申込みの急増等)のみで当該期間を超過する場合には、**電力会社はその旨を証明することとし、当該証明をもって、当該期間の終了時点の調達価格を適用することとしてはどうか。**他に安定性を確保する方策はないか。
 - ✓ **一定期間**については、接続検討が2~3ヶ月の標準処理期間であり、その後、接続契約の締結まで概ね6か月以内に完了している実態を踏まえ、接続検討を含めて「**9か月**」としてはどうか。
- 現状では、調達価格が年度ごとに変更されるため、年度末に接続申込みが急増し、実質的には当該年度の翌年度のような案件にも、当該年度の調達価格が適用されることとなり、調達価格とコストに乖離が生じうるのが実態。今回の考え方の下では、接続契約時(≒コスト構造の決定)の調達価格が原則適用されることとなる上、申込みが年度の切り替わり直前に集中するという事態は避けられ、**仮に、接続契約交渉の長期化を懸念して年度末の9か月前(前年6月末)に申込みが集中することとなったとしても、年度の前半に申し込まれた案件に当該年度の調達価格が適用されることとなり、国民負担の適正化が図られると考えられる。**
- なお、新ルールの適用により、接続契約の締結が急がれることとなるが、**発電事業者が電力会社に対し、電力会社の通常の事務処理能力を超える不当な要求を行うことは望ましくなく、電力会社の対応に不服がある場合には、紛争解決手段により対応すべきである。**他方、電力会社においても、**接続契約の締結に当たり提示する「工事費負担金」の算定根拠を可能な限り透明化するモデル契約を活用するなど、接続契約の円滑な締結に努めるべきである。**

※接続契約の締結プロセスについては、本資料の2. において、滞留案件の防止の観点から検討。

(2) 調達価格の決定時期の再検討について③

< 接続契約時とした場合の調達価格の適用関係 > (一定期間を9か月とした場合)

- 現行制度では、X年度内に申込みを行えば、接続契約(≒コスト構造の決定)がX+1年度に行われたとしても、X年度の調達価格が適用される。
- 他方、変更した場合は、X+1年度中に接続契約を行った場合に、X+1年度の調達価格が適用されることが原則となるが、仮に、接続契約の長期化を懸念して、年度末の9か月前(前年6月末)に申込みが集中したとしても、X+1年度の前半に申し込まれた案件に適用される調達価格は同年度のものとなる。



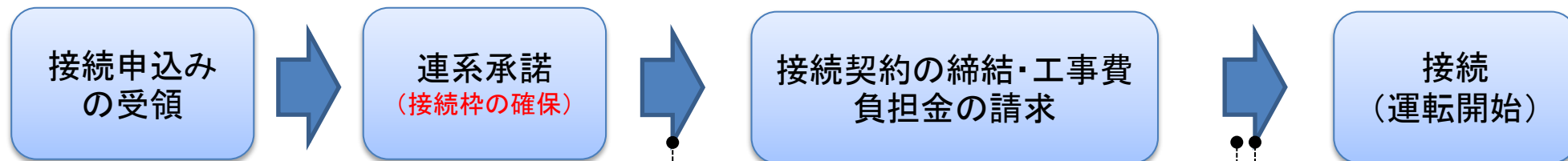
論点	考え方(案)	(参考) 現行ルール
電力会社の接続検討が長期化し、接続契約が通常の処理期間で締結できない場合の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> • 原則として接続契約の締結と認定のいずれか遅い時点の調達価格とするが、電力会社側の理由で、接続申込みから相当期間(9か月)を経過しても接続契約の締結に至っていない旨の電力会社からの証明があれば、当該期間が経過した時点と認定のいずれか遅い時点で調達価格を決定。 	<ul style="list-style-type: none"> • 接続申込みと認定のいずれか遅い時点で調達価格を決定。

2. 滞留案件の対応について

滞留案件への対応について①

- 前回(第6回)の小委員会においては、接続枠を有しているにもかかわらず、事業開始の見込みが立たない滞留案件について、電力会社の対処方針や接続ルールの見直しをすべき旨の論点を提起した。今後、前回の整理を踏まえ、滞留案件の接続枠の開放が望まれる。(なお、電力会社が、滞留案件の有する接続枠について解除したとしても、固定価格買取制度上の接続拒否には当たらない。他方、認定を有している限り、電氣的接続が行われるまで接続義務は残存するため、再申込みがあった場合は、電力会社は応じなければならない。)
- 前回の整理を踏まえ、今回は、こうした滞留案件が発生しないルールの在り方について検討を行うこととする。

<前回(第6回)提示した電力会社の滞留案件への対処方針>



<承諾を受けたままの案件>

- 個別の「接続契約」により接続条件の詳細を定めることを前提とした場合(注1)、連系承諾により接続契約(本契約)の「予約契約」(又はこれに準じる性質の契約)が成立していると考えられるため(注2)、相当期間(一般的な承諾から契約締結までのスケジュールを踏まえる)を定めて、接続契約を締結するよう催告し、当該期間が経過しても契約の締結がなされない場合に、当該予約を失効させるとの対応。

(注1) 電力会社の提示する「要綱」を前提とした申込みの場合は、連系承諾により接続契約(本契約)が成立。

(注2) 工事費負担金が、接続の条件として一体不可分である場合は、工事費負担金への合意も必要と考えられる。

<工事費を支払わない案件>

- 電力会社が提示した「工事費負担金」(電源線、系統増強等の費用)について、合意があるにもかかわらず、(通常の)期日までに支払いが確認できない場合、再エネ特措法上の「接続拒否」事由に該当するため、これにより対応。

<留意点>

- 私法上の契約関係を何らかの方法で失効させた場合、当初の申込みとそれへの連系承諾の効力が失われる(接続枠が失われる)ものの、再エネ特措法上の接続拒否には当たらず、認定を有している限り、接続義務は残存し、再申込みがあれば再検討が必要。
- 認定が取り消された場合には、接続契約も解除されることとなるよう、再エネ特措法施行規則を改正済み。改正前の案件については、改正の趣旨を踏まえ、電力会社が国民の協議により適切に対応。

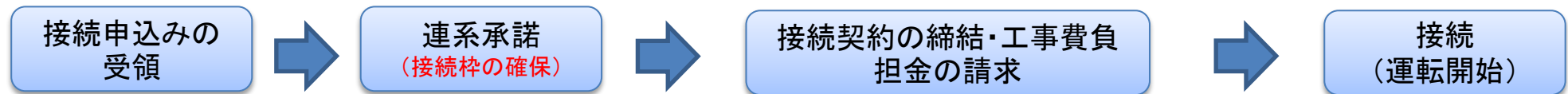
<運転開始しない案件>

- 接続契約上の解除条項に基づき対応。
(例: 運転開始日との関係で債務不履行)

滞留案件への対応について②

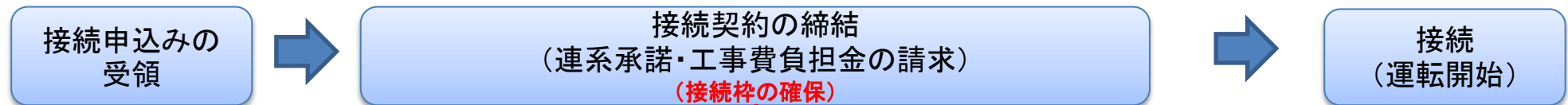
- 現状、熟度が低い案件、事業化の意思がない案件であっても、正式な接続契約や工事費負担金の入金前に、接続枠の確保ができてしまうのが実態。
- このため、電力会社の接続ルールを見直し、**接続枠の確保の時点**を、**接続契約(連系承諾と工事費負担金の支払いを内容とする契約)の締結時点**としてはどうか。
 - ✓ 電力会社の接続ルールは、各電力会社により異なるのが実態であるが、東京電力、中部電力においては、既に、接続枠の確保の時点を、接続契約(連系承諾と工事費負担金の支払いを内容とする契約)の締結時点としている。
 - ✓ 発電事業者が電力会社に対し、電力会社の通常の事務処理能力を超える不当な要求を行うことは望ましくない。他方、電力会社においても、接続契約の締結に当たり提示する「工事費負担金」の算定根拠を可能な限り透明化する、モデル契約を活用するなど、接続契約の円滑な締結に努めるべきである。(再掲)
- その上で、**当該契約に基づき工事費負担金を相当期間内に支払わない場合は、電力会社は接続契約を解除できることとし、接続枠を維持できないこと**としてはどうか。
 - ✓ 具体的な支払い期限(相当期間)については、既に北海道電力、九州電力は「1か月」の期間を設定して運用を行っており、特段の問題が生じていないことを踏まえ、「1か月」としてはどうか。
- また、接続契約の締結に当たり、この支払い期限に合意しない発電事業者に対して接続拒否ができるよう、固定価格買取制度のルールにおいて、「**接続契約の締結後、相当期間内に接続に要する費用を支払うことに同意しないこと**」を**正当な接続拒否事由に追加**することとしてはどうか。

<現行ルール>



※東京電力、中部電力においては、接続枠の確保時点を接続契約時としている。
※北海道電力、九州電力においては、1か月間の工事費負担金の支払い期限を設定している。

<見直し案>



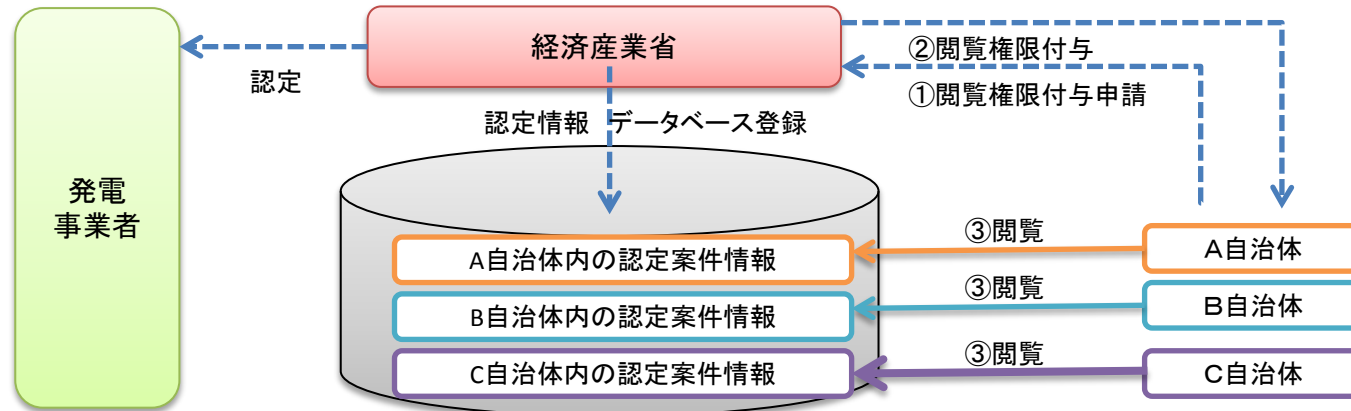
1か月以内に負担金が支払われない場合、契約の解除(接続枠の解除)

3. 地方自治体への情報提供等

地方自治体への情報提供等①

- 前回(第6回)の小委員会においては、条例等により開発行為が禁止されているエリアで土地の造成、設備の施工が開始されて初めて立地規制側の手続きを適切に行っていないことが発覚し、自治体とトラブルに発展するケースが多発していることを背景に、地方自治体に認定情報の提供を行う旨の論点を提起した。前回の整理を踏まえ、可能な限り早期に、地方自治体への認定情報の提供を開始する予定。
- 今回は、こうしたトラブルに対応するため、地方自治体への認定情報の提供のみならず、こうした違法な行為を伴う発電事業に対して固定価格買取制度上も何らかの措置を講じることについて検討する。

<前回(第6回)提示した自治体への認定情報提供スキーム(案)>



	情報公開法に基づく開示請求		その他照会		
	運転開始前の認定情報	運転開始後の認定情報	根拠法に基づく提供依頼	根拠法に基づかない提供依頼	
提供先	何人	何人	所管行政庁等	地方公共団体 (守秘義務あり・適正立地目的)	左記以外
個人情報を含む情報 (法人代表者名を含む)	×	×	○	×	×
個人情報を 含まない情報	法人名	×	○	○	×
	法人住所・連絡先	×	○	○	×
	設備設置場所	×	○	○	×
	メンテナンス体制	×	○	○	×
	設備仕様等	△	○	○	○

地方自治体への情報提供等②

- この点、再エネ設備の導入のための土地造成や設備施工等に係る関係法令・条例上の違法行為については、一義的にはそれぞれの関係法令・条例の罰則等により適切に対処されるべき。他方、円滑な再エネ事業の実施のためには、土地造成や設備施工の前に行われる認定段階において、こうした関係法令・条例上の違法行為を行ってはならないこと、また、認定を受けたからといって事業実施が包括的に許可されたものではないということを確認するとともに、関係法令・条例に違反し事業実施が困難となった発電計画に関し、円滑な形で認定を取り消すことが効果的であると考えられる。
- このため、認定申請時に、関係法令・条例の手続き状況等について提出を求め、当該情報を地方自治体に提供することとしてはどうか。(その後、関係法令・条例への違反が確定し、認定要件を満たさなくなった場合には、速やかに認定を取り消すこととする。)
- その際、国や地方自治体は、再エネ事業を実施する上で必要となる関係法令・条例について、積極的に周知することが望ましい。

<再エネ設備の導入に係る法令の一例>

区分	関係法令の一例(政省令等の下位法令を含む)
土地利用関係	国土利用計画法、都市計画法、農地法、農振法、森林法、河川法、道路法、文化財保護法、土地収用法、航空法
環境関係	自然公園法、種の保存法、工場立地法
建築・消防関係	建築基準法、消防法
電気事業関係	電気事業法、電気技術基準
その他	建設リサイクル法 等

(注1)これらの関係法令のほか、景観条例等の関係条例がある。

(注2)これらの関係法令・条例はあくまで一例であり、実際に関係する法令・条例は事業により異なる。